



Title	雑報
Citation	北大法学論集, 32(1), 325-327
Issue Date	1981-09-10
Doc URL	<a href="http://hdl.handle.net/2115/16365">http://hdl.handle.net/2115/16365</a>
Type	bulletin (other)
File Information	32(1)_p325-327.pdf



[Instructions for use](#)

## 北海道大学法学部法学会記事

昭和五五年二月二日(金)午後一時半—五時

「立法過程に関する一事例研究——日本国有鉄道経営再建促進特別措置法の例——」

報告者

内閣法制局

井山嗣夫氏

出席者

二六名

報告では、(1)内閣法制局の機構とその具体的活動が紹介された後、(2)国鉄再建法を採り上げ、同法が起草され制定されるに至るまでの立法過程が明らかにされた。再建法の制定過程に関して、解決すべき問題と政策手段選択との関係、他の諸団体との折衝・調整のあり方、法律事項と政令事項をどう選択するかが検討された。なお本報告は、本誌次号に掲載される予定であるので、詳しくはそれを参照されたい。

○昭和五五年二月一九日(金)午後一時半—五時

「会社の支配構造と社会的責任に関する最近のアメリカの理論

動向」

報告者 アリゾナ州立大学準教授

デニス・S・カルジャラ氏

出席者

二六名

教授は、最近のアメリカにおいて、会社の経営者から株主の利益を保護するため、また、会社の活動によって外部社会の利益が害されることを防ぐために、会社に対する法的規制を強化すべきだと主張する提案があることを紹介した後、これを検討し批判された。報告の要旨は次のとおりである。

会社に対する法的規制を強化せよという近年有力になった主張を検討する場合、株主の利益保護を目的とする主張と一般社会の利益保護を目的とする主張とを区別する必要がある。会社と一般社会との利益の対立は、多くの場合、会社経営者および株主と一般社会との利益の対立に帰着するのであるから、会社経営者と株主の利益対立とは別に検討すべきだからである。また、これらの利益対立を分析するためには経済学的アプローチを採り入れる必要がある。主張されている改革案には、このアプローチが欠けているため、的はずれな規制を主張するきらいがある。

まず株主の利益擁護のための規制としては、現在の州ごとの会社法の下では、より緩やかな規制しか加えていない州に会社が逃避するから、連邦会社法を制定せよという提案がある。この提案の背景には、会社が巨大化するにともない、経営者の権限が強化され、株主が経営者をコントロールできなくなっており、そのた

め経営者によって株主の利益が犠牲にされているという仮定がある。しかしこの仮定は、経営者と株主との利益対立を一方的に強調しすぎている。株主民主主義が弱くなったからといって、経営者が株主の利益を犠牲にするとはいえない。経済制度全体の機能によって、経営者は株主の利益を保護するように活動するからである。まず経営者が会社の利益を最大化させるように活動すれば、配当が少なくとも株価があがり、株主の利益は増大する。また株価の高水準化は、会社乗取りのための株式取得を困難にし、経営者の地位の強化に役立つのである。そして株主は自己の利益を最大化させるような経営者を頂く会社の株式を取得するよう行動するから、経営者は株主を引きつけるよう他の経営者と競争せねばならない。こうした競争を通じて、株主の利益は経営者によって保護されざるをえないのである。

次に、会社の社会的責任を強化するという改革案として、会社の役員会に市民の代表を加えよというような提案がある。巨大化した会社が利益最大化のために行動し、それ以外の社会的利益を著しく犠牲にしているため、こうした提案が生じる。しかし提案の理由はもっともだとはいえず、会社自体を社会的責任を果しうる組織に改造することは可能であろうか。たとえば、公害問題一つとりあげても、公害防止のためには費用がかかり、この費用は製品価格をつり上げインフレを促進する。インフレか公害防止かという選択は重要な社会的選択であり、会社に任せるのは困難である。社会における複数の目的のうちどれを優先させるか、またそ

れにともなり費用をどれだけにするかは、会社ではなく社会つまり政府が自身で決定すべき問題であろう。会社と一般社会との利益調整は、会社自体の構造を変えることによってではなく、社会が問題ごとに外部的規制を加えることによって行うべきである。

討論では、方法論として用いられた「法と経済学」がアメリカではどれ程有力になっているのか、経営者と大株主が結託して小株主を犠牲にする場合に備えて、小株主保護のための規制が必要ではないか、日本の商法改正案はどう評価すべきか等が論じられた。

○昭和五六年一月三〇日（金）午後一時半—五時

「立法過程における立法補佐機構の役割」

報告者 国会図書館立法考査局員

成田憲彦氏

出席者

二〇名

報告では、(1)立法補佐機構が、アメリカ、イギリス、西独、フランスでどのように組織されているかの紹介と比較、(2)日本の立法補佐機構の検討、(3)国会とその下に収集される情報の公開に関する検討、(4)法制度の研究に関して調査員が採る方法と研究者のそれとの比較がなされた。

討論では、主に、国会図書館立法考査局の組織や実際の活動が採りあげられた。

○昭和五六年二月六日(金)午後一時半—五時

「フランスにおける騒音に対する戦いと法(自動車および航空機騒音公害をめぐって)」

報告者 オート・ノルマンジー(ルアン)

大学教授 レイモン・ゴア氏

通訳 深瀬忠一氏

出席者 二四名

報告の内容は、本誌本号に訳出されているので、それを参照されたい。